

第491回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時 令和3年3月16日（火）午後1時30分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、多田 実、深水麻里
労働者代表委員	松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂
使用者代表委員	上村賢司、小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦
事務局	川村労働局長、恒吉労働基準部長、渡邊賃金室長、 梅澤室長補佐、竿谷賃金調査員

2 審議事項

- (1) 奈良県特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明について
- (2) 奈良県特定最低賃金専門部会の廃止について
- (3) 令和3年度の奈良地方最低賃金審議会の公開について
- (4) その他

3 主要経過・審議結果

【梅澤補佐】

定刻になりましたので、令和2年度第6回目の奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は北尾委員が所要によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは多田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【多田会長】

本日はご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

只今から、第491回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、最初に本日の議事録署名人を指名いたします。

労働者側は、渡邊茂委員

使用者側は、小西委員

にお願いします。

それでは、早速、議事に入ります。議題（1）の「奈良県特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明について」でございます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

【渡邊賃金室長】

それでは、ご説明させていただきます。

お配りいたしました資料No.1をご覧ください。本年2月12日付けで、日本労働組合総連合会奈良県連合会の西田会長より、奈良労働局長に対しまして、「特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明書」の提出がございました。

その内容でございますが、記の1の、金額改正を申し出る予定の産業別最低賃金の件名は、

- （1）奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- （2）奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
- （3）奈良県自動車小売業最低賃金

以上の3件でございます。

記の2の、申し出を予定する者が代表する基幹的労働者の範囲は、

「奈良県に於いて、上記1の事業を営む使用者に使用される労働者」

でございます。

記の3の、申し出予定の内容は、

「上記1の最低賃金の金額改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。」

でございます。

記の4の、申し出の理由等は、

『奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業』『奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業』『奈良県自動車小売業』における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。」

でございます。

最後に、記の5の、申し出の時期は、

「2021年7月末迄に申し出を行う。」

となっております。

以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。只今、事務局から意向表明書の説明がございましたが、労働者側委員の皆様から補足説明がございましたらお願いいたします。

特にないということよろしいでしょうか。

それでは、この意向表明書につきまして、使用者側委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【上村委員】

失礼いたします。使用者側委員を代表いたしまして、一言、意見を申し上げたいと思います。

今、特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明がなされたわけですが、これは、例年、使用者側としましては、特定最低賃金の経緯も含めまして、「屋上屋（おくじょうおく）を重ねるものであり、不要ではないか」ということは長年にわたりまして主張してきたところでございます。その考え方につきまして、一切変更はございません。

本日は、あくまで意向表明の場ですので、その必要性の有無を判断する場で、使用者側として、経緯を含めてしっかりと見解を述べさせていただきますので、適正な場面でその必要性の有無を判断していただきたいと思いますと考えております。

【多田会長】

ありがとうございました。

皆様ご承知のように、特定最低賃金の改正の申し出に当たって、関係労使が双方の意向を知っておくのは、その後の審議を円滑に進める上で非常に大切なことです。

そこで、可能な限り関係労使で、話し合いの場を設けるなどしていただき、双方の意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

それでは、続きまして、議題（2）の「奈良県特定最低賃金専門部会の廃止について」の審議に入ります。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【渡邊室長】

それではご説明をさせていただきます。

皆様にご審議いただき、改定されました3つの産業の奈良県特定最低賃金につきましては、令和2年12月31日から発効しております。

従いまして、令和2年度の奈良県特定最低賃金専門部会は、その任を終えましたので、廃止につきましてのご審議をいただきたく存じます。

よろしくお願ひいたします。

【多田会長】

只今、事務局から説明がございましたように、3つの産業の奈良県特定最低賃金額は改正決定されましたので、各専門部会を廃止してよろしいでしょうか。

【『異議なし』の声】

「異議なし」ということのでございますので、廃止することといたします。各専門部会に携われました委員の皆様、ありがとうございました。

それでは続きまして、議題(3)の「令和3年度の奈良地方最低賃金審議会の公開について」の審議に入ります。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【渡邊室長】

それでは、ご説明させていただきます。

本来、次年度の審議会の公開につきましては、次年度に決めるところではございますが、そのためだけに委員の皆様にお集まりいただくわけにも参りませんので、本日、令和3年度第1回審議会の公開につきまして、ご審議いただきたいと存じます。

奈良地方最低賃金審議会運営規程第6条では「審議会は原則として公開とする。ただし、『個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合や、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合』は、非公開とすることができる。」とされております。

本審につきましては例年、異議申出に係る審議は非公開とし、それ以外は公開としているところでございます。

以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。只今、事務局から説明がございましたとおり、例年、第1回審議会は、審議の進め方や日程の審議など、非公開としなければならない議題はございませんので、公開としてよろしいでしょうか。

【『異議なし』の声】

「異議なし」ということですので、令和3年度の第1回審議会は「公開」といたします。

次に、議題（4）「その他」でございます。

これにつきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

【渡邊室長】

1点ございます。本日お配りしております資料等のご説明をさせていただきます。資料No.2は、全国の令和2年度特定最低賃金の改正状況でございます。

1枚目は一般機械器具製造業最低賃金、2枚目は電機関係製造業最低賃金、そして3枚目は自動車小売業最低賃金の改正状況でございます。

以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。只今、事務局から説明がございました「配布資料等」につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

特にないということよろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、この一年間、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、当審議会のために、大変なご尽力を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。

それでは、これをもちまして終了いたします。

ありがとうございました。